

令和4年第2回教育委員会定例会  
(1月25日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和4年1月25日（火）午後2時00分から午後3時10分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純

○出席者

事務局次長 兼中央図書館長	梶 靖彦
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 台東区学校教育情報化推進計画について

(2) 放課後対策担当

イ 令和5年度の放課後対策事業について

ウ こどもクラブの定員変更について

(3) 指導課

エ 台東区優秀教員・優秀団体奨励について

(4) スポーツ振興課

オ スポーツの祭典の実施について

## 2 報告事項

### (1) 庶務課

ア 令和4年度教育委員会及び連合校園長会の日程について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

### (2) 学務課

ウ 令和3年度小児生活習慣病予防健診の実施結果について

## 3 その他

- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 子育て・若者支援特別支援委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時00分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和4年第2回台東区教育委員会定例会を開会いたします。  
会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。まず日程第1、教育長報告の協議事項、庶務課のア、放課後対策担当のイ及びウ、スポーツ振興課のオについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思います。これにご異議ございませんか

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(3) 指導課 エ

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、指導課のエについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、台東区優秀教員・優秀団体奨励について、ご説明いたします。資料4の1ページをご覧ください。

項番1、目的についてです。本奨励制度は、当該学校の教育活動の充実や広く台東区の教育の振興発展への貢献が認められる者、及び団体の功績をたたえ、奨励し、教員及び団体の更なる意欲喚起及び人材の育成を図り、活力ある学校教育の実現を図ることを目的としております。

項番2、概要についてです。優秀教員は、(1)①の表にございますとおり、A、教育活動実践部門と、B、地域・部活動等部門の2部門の推薦区分がございます。また、②の表に記載いたしましたが、A、教育活動実践部門については、教員経験年数に応じて、ステージⅠ～Ⅳというキャリアプランのステージに分けて推薦を受けています。推薦から決定までの流れは、(2)のとおりでございます。

恐れ入りますが、2ページの項番3、表彰対象者・団体をご覧ください。今年度は(1)の5名の優秀教員及び(2)の1団体が奨励対象となっております。表彰者の推薦概要につきましては、右側に記載のとおりです。奨励を受けた先生方、及び団体につきましては、毎年3月に指導課にて発行している指導課だよりにより紹介を行い、広く学校園に周知いたします。

最後に、項番 4、表彰式ですが、3月14日月曜日の定例教育委員会終了後に教育委員会室で執り行いたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となる場合もございます。その場合は、各校園を回って表彰を行うことも検討しております。

台東区優秀教員・優秀団体奨励についてのご説明は以上でございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 頑張っている教員を表彰するということは大変素晴らしいことだと思います。今回、幼稚園はすごくたくさん表彰されてよかったなと思っているんですけども、小学校・中学校が少ないのが、ちょっと気になります。これは、校長の考え方によって随分差が出るのではないかなというような気はするんですけども、ステージも4つもありますし、今後の頑張りを考えると、一つの励みにもなると思います。人数制限とかがないようでしたら、もう少しお声をかけていただいて、小中も増えるといいと思っています。この場合に、もし可能でしたら、教育委員会の方でも、目立っている先生とかがいましたら、校長に声をかけて、ぜひ推薦してあげたらどうですかみたいなことも可能ではないかなというふうに思っております。

また、AとBの区分がありますけれどもBの区分で頑張っている先生方もいらっしゃるのではないかなと思いますので、そういった方面からの推薦もあるといいと思っています。以上です。

○高森委員 毎年この優秀教員、優秀団体の奨励について審議をいたしておりますけれども、今、ふと気づいたことがあって、この概要の(1)のステージという表現ですね。これはステージと書いてあるのですが、実際には中身は在職年数になっているようです。ということは、例えばこの表彰対象者・団体の(1)の2番の方は、区分がAで、ステージはⅡとなっていて、内容が未就園児の会やICT導入等に尽力しているということですけども、ステージⅡだからこの11~20年のこの10年間の間にこういった取組をしているというわけではないと思うんですよね。ICTの導入って最近のことですから。そうすると、このステージという言葉がちょっとピンとこないかなと。ステージというと、何十年間ずっと同じことをやっていたからステージⅡ・Ⅲ・Ⅳと振り分けられているという印象だったのですが、そうではなくて、これは、単純に言うと在職年数だけの問題なのかなと、今ふと思った次第です。その辺りどういうふうに解釈すればいいのでしょうか。

○指導課長 これまで、都の表彰や文科省の表彰なども、例えば若手からの選出、そういったもので、在職年数等でステージというか、在職年数の中で短い方もいれば、中堅の方、ベテランの方と、それぞれから出していただくようにということを準用して、こういったのを設けさせていただいていますので、今後、ちょっとこれは検討材料とさせていただきたいなというふうに考えております。

○高森委員 よく分かりました。そういった意味でのステージなんですね。ですから、この推薦概要の実践が何十年間というわけでは決してないということで理解しました。ありがとうございます。

○垣内委員 私も毎年この取組についてご説明をいただいているんですけども、例年もなかなか推薦者が上がってこないというような課題があるというようなご意見が出ていたように記憶しております。制度的になんかちょっと出しにくいとか、ちょっとインセンティブがないとか、あるいは情報が十分に普及されていないとか、何か原因があるのでしょうか。

年によって多少、もちろん変動があるというのは常なんですけれども、これだけ数も多く、特に小学校の数は多いです、その中でなかなか出てこないというのは、多分やっている方、値するような活動をされている先生方もいらっしゃるのでは、と。それがなかなか制度として上がってこないというところの、このプロセスに何かちょっとディスインセンティブが働く部分があるのかということ懸念しているんですけど、そこもない状況で、たまたま今年はこの感じという理解で、振れ幅はバイアスというか、例年の動きの範囲内というふうに理解してよろしいのか、確認させていただければと思います。

○指導課長 まず、個人部門の方が、最大5名までということでございます。それから、我々の方でも掘り起こしをした中で、やはり既に東京都の表彰をいただいているとか、それから文科省の表彰の対象者であったりとか、そういうのとダブっての推薦というところが見えているのも課題ですが、新たな掘り起こしというのは必要だと思っております。

なお、今年度、幼稚園が多かったのは、毎年、ちょっと幼稚園からの推薦が少ないという課題から、再度、園長会に掘り起こしを依頼したところ、多く推薦いただいたということなので、これは小中学校についても、今後、何度か、一度だけじゃなく掘り起こしをお願いしたいというのは、今後もやっていきたいと思っております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

それでは、指導課のエについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定しました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 アイ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のア、及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項、庶務課のア、令和4年度教育委員会及び連合校園長会の日程について、ご報告をいたします。資料6をご覧ください。

こちらの日程表につきましては、左側に教育委員会、右側に連合校園長会を記載しております。教育委員会につきましては、資料上開催場所が教育委員会室となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況により、場合によってはオンライン開催となります事をご了承ください。

簡単ではございますが、報告事項庶務課のアにつきましては以上でございます。

続きまして、報告事項、庶務課のイ、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、ご報告をいたします。

お手元、資料 7 をご覧ください。今回は、11 月及び 12 月分となっております。これまでどおり、ご意見の件名欄には、ご意見をいただいた日付を記載しております。

まず、指導課取扱分は 10 件です。件名①校則見直し作業について。要旨といたしましては、以前の返答では、区としての改訂ガイドラインなどは作らないとのことでしたが、区教育委員会としても具体的なガイドラインなどが必要だと思われませんが、改めてお考えをお聞かせください。また、区教育委員会として、各校の校則見直し作業が確実に行われるようにするための積極的な施策等を教えてくださいというご意見でございます。

次のページをご覧ください。件名②オンライン授業の出席取扱いについて。こちらのご意見につきましては、同様の内容で、件名③・④・⑦・⑩、以上 5 件、同じような内容のご意見をいただいているところでございます。内容のご説明につきましては、件名③でご説明をいたします。

件名③、区立小中学校におけるオンライン授業の出席扱いについて。要旨といたしましては、感染不安から自主的に登校せずにいる子供たちが区内でも一定数いる。次の波に備えて各校のオンラインでの配信環境などを整備すると同時に、登校できない子供たちがオンラインで授業を受けた場合には現在の出席停止扱いではなく、出席扱いとするべきではないか、というご意見でございます。

続きまして、資料 3 ページをご覧ください。件名⑤、小学校の冬場の半ズボン着用について。台東区の小学校では冬場でも男の子は半ズボンのみで登校しなければならないのでしょうか。長ズボンは禁止なののでしょうか、というご意見でございます。

続きまして、件名⑥、小学生のマスク指導について。ご意見の要旨としては、学生の女の子が未就学の娘に対して「どうしてマスクしてないのですか。この世からいなくなってください。」と言われ、大変怖い思いをしました。マスクをしない・できない人にも寛容になるよう、小学校からも生徒にお知らせいただけると助かりますというご意見でございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。件名⑧、学校現場での ICT 活用について（御礼）。要旨としては、金曾木小学校 6 年生の子供がいる。修学旅行で学校がうまく ICT を活用していた。一斉連絡や Teams がうまく使い分けがされていた。保護者として、安心して情報を得て、知ることができた。学校と保護者とのやりとりの形がうまくできていると実感しており、感謝の気持ちでいっぱいだ。

続きまして、件名⑨、忍岡中学校の耐寒訓練実施について。要旨としては、伝統的行事の耐寒訓練が形を変えて実施されることになったが、実施方法に疑問を感じる。実施に不安感しかない。数年前には先生も朝早くから出勤すると聞いた。働き方改革の視点からも、生徒の安全のためにもこの行事の早急な見直し、検討をしてほしい、というご意見でございます。

5 ページをご覧ください。最後の、中央図書館取扱分が 1 件です。件名⑩、職員の対応について。図書館が年末年始に休館するため、本の貸出期限について電話で問合せをしたが、対応が悪かった。なぜ、返却期限が通常と異なるのか理由を教えてください、というご意見でございます。

いずれのご意見につきましても、回答が必要な案件につきましては、資料記載のとおり回答をしているところでございます。

「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についての報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。「区長への手紙」でございます。

○神田委員 オンラインでの出席についてですけれども、コロナの不安で登校できなくて、オンライン授業を受けた場合には、出席扱いとならないということですよ。そして、不登校でオンライン授業を受けた場合は出席となるということですよ。この扱いについて、たくさんご意見が出ていますのですけれども、これは、国からの通知を受けての判断だとすればいいのでしょうか、「他地区では」ということは、都内の他地区では、コロナが怖くて来れない子供たちは出席扱いをしているということでしょうか。

○指導課長 オンライン授業を出席にしているということは、不登校の ICT を活用した学習活動で、オンラインにできる要件が整った場合に出席とすることを準用している地区は、本当に実際はございます。

それ以外に、一時的に、教育委員会として、オンラインの授業のメインとしている、ある期間ですね。その時期に出席と認めるという地区も、実際はございます。

不登校のオンライン授業への参加は、全て出席と認めるわけではなくて、ある要件が整った場合ということで、例えば、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれているということや、それから、訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とするとか、そういった要件が整って、校長の判断で認めた場合には出席扱いとするというふうなことが言われておまして、そういった場合には認められるということなので、全て不登校が認められるわけではございません。

○神田委員 ありがとうございます。そうしますと、例えば、ほとんどがオンラインで授業をしている地区では、授業自体がオンラインで成立しているというか、授業をしたというふうに認められる内容であるということですね。台東区ではそういった授業内容ではないということ考えてよろしいですか。

○指導課長 実際に出席にしている地区は、やはり全ての教科ができていないわけではないので、本区においても、やはり一部の教科は既にオンライン授業を配信しているという状



況は聞いておりますが、本区としては、やはり出席停止扱いという対応で、欠席にしないという扱いで今のところはやっておりますが、やはり他地区とか、国や東京都が一斉にということであれば、我々もそこは前向きにやはり考えていかなきゃいけないかなと思っていきますので。今やはり、オンライン授業が出席にできる要件はどんな要件かというのを、今検討段階であるというのが、現状でございます。

○神田委員 よく分かりました。大変難しいところかと思えますけれども、保護者がそのあたりをきちんと理解をしていない場合もあるのかと思いました。今の説明でよく分かりました。ありがとうございます。

○高森委員 指導課取扱分の件名①、校則見直し作業について。このご質問・ご意見をいただいた方は以前も同じようなご質問をいただいて、それに対して教育委員会からも回答を差し上げて、さらにもう一回ご質問をいただいたということがこの文面から読み取れるのですが、私としては、やはり今回教育委員会が回答したように、各学校が主体的にこの問題に取り組むべきだと思うんですね。教育委員会がトップダウンでこうなさいというよりも、各学校ごとに事情がありますから、やはり一筋縄ではいかないところがあると思います。ただ、指導課からの回答にもあるように、4つの留意点をちゃんと踏まえた上で見直し作業を進めるということですから、それ以外は、私は学校の主体性によるべきではないかと思うんですけれども。同じようなことが件名⑤の「小学校の冬場の半ズボン着用について」に関しても言えることなんですけれども、こういった形で、保護者から様々な意見が学校に寄せられていると思うんですね。服装や校則については。校則については、特に中学校が主でしょうけれども、校則見直しに関しての保護者側の意見なんかもヒアリングしながら、家庭との連携というのも図られているのかどうか、教育委員会としては把握していたほうが良いと思えますが、そのあたりどうなんでしょうか。

○指導課長 校則の見直しについては、連合校園長会、それから自主校長会とも何度も情報共有をしながら、それから、個別に相談をいただいて指導主事のほうで丁寧に対応をしたりということで、概ねお問合せいただいている家庭には、その後学校が丁寧に対応をしていて、一定のご理解の方向に進んでいただいて、学校からも、学校だよりなどでも情報を配信して、今こういうふうには検討していますとか、検討段階も含めて発信していただいているというふうには伺っておりますので、これは他の学校においても、今後丁寧に我々も把握しておく必要があると認識しております。

○高森委員 しっかりやっただけでいいことが分かりました。ありがとうございます。引き続きお願いいたします。

○末廣委員 先ほどのオンライン授業の出席扱いそのものは、やはり要件を満たさない認められないというのはそのとおりだと思うんですが、ただ、これ、11月までですけど、1月になって、また感染が拡大していますね。それで、親も含めて、学校に行くのが怖いとかという、そういう子供たちが、あるいは増えているんじゃないかと思えます。それで、これから学校、休校といいますか、閉鎖してオンラインだけでやるとか、そういう小

学校・中学校は可能性があるのでしょうか。これはどういう状況になったら学校に来させないでオンラインだけでやるとかという、そういう、ある程度の思案みたいなのができているのでしょうか、台東区として。

○指導課長 まず、今、まん延防止措置中なんですけど、その状況でもさらに今、感染状況が厳しくなったときに、今検討しなくてはいけないのかなと思っておりませんが、次の段階で緊急事態宣言が出されたときに、やはりこういったことがどう想定して、どう対応していくのがいいのかということは、まさしく今、ちょっと調整をして、検討していかなければいけないというふうに認識をしております。

○末廣委員 今はそれで結構だと思うんですね。それで、やっぱりこうなったらこうなるという、ある程度の予測を持ちながらいろいろと考えていかなきゃいけないと思います。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア、及びイについては、報告どおり了承願います。

## (2) 学務課 ウ

○矢下教育長 次に、学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項のウ、令和3年度小児生活習慣病予防健診の実施結果について、ご説明いたします。資料8をご覧ください。

項番1、検診の目的は、生活習慣病の早期発見や、生活習慣病に関心と自覚を持っていただき、生活習慣の見直しを図ることで、生涯にわたる健康的な生活を実現することです。

項番2、対象者は、区立小学校4年生と中学校1年生、及び前年度、前々年度の検診で要医療・要経過観察の判定を受けた児童生徒が受診対象となります。検診場所及び検診の期間は記載のとおりです。

項番5、小学4年生、及び中学1年生の受診結果です。小学4年生は、受診者が510名で、受診率は44.5%。中学1年生は、受診者数が269人で、受診率は37.3%でした。前年度と比較いたしますと、小学4年生の受診者数は44人の減で、受診率は1.4ポイントの減となります。中学1年生では、受診者数が14人の増で、受診率は3.8%の増となっております。このことから、前年度に近い、またはそれを上回る受診率となっており、小児生活習慣病予防に対する関心は高いものと認識しております。

次に、項番6、小学4年生と中学1年生のチェックシート活用状況です。小学4年生では、チェックシートに3項目以上該当した児童が335人で、そのうち、199人、59.4%が検診を受診しており、中学1年生では、同じく3項目以上該当した生徒が195人で、そのうち、91人、46.7%が検診を受診しております。

なお、次ページ以降には、参考としましてチェックシート、学校別の受診状況を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 食生活の大きな変化の中で、こういう早期から健康に留意するという、すごくいいことだと思うんですけども、この3項目以上該当した児童・生徒が令和3年度で、小学4年生で335人いて、受診したのが199ということは、残りの方々はどういう。チェックはして、3項目以上当たっちゃったけど、その後特にフォローとかはされないということなんでしょうか。このチェックシート自体はどういうふうに活用されるのでしょうか。

○学務課長 こちら、チェックシートは、一応受診を促すために参考としてお送りはしているところなのですが、やはり近年、このコロナ禍の状況で病院に行くのは控えたいという方が増えているというのは事実であろうかと思えます。

我々としても、この受診率を上げていくためにこのチェックシートを活用し、さらに生活習慣病について知識をつけていただいて、なるべく受診をしていただくようにと勧奨は続けていきたいと考えているところでございます。

○矢下教育長 その他、よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のウについては、報告どおり了承願います。その他、何かございますでしょうか。

### 3 その他

○矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

事前に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより、議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思えます。

(傍聴人退室)

#### 〈日程第1 教育長報告〉

##### 1 協議事項

##### (2) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、協議事項庶務課のア、台東区学校教育情報化推進計画について、ご説明いたします。お手元、あるいは画面上、資料1をご覧ください。

本件につきましては、昨年11月16日の教育委員会定例会にて、中間のまとめを報告させていただきました。その後、議会報告の後にパブリックコメントを実施し、計画の最終

案を作成したところでございます。

はじめに、項番 1、パブリックコメントの実施結果でございます。別紙 1 をご覧ください。意見の募集期間、受付場所は資料に記載のとおりでございます。この度は 10 人の方から 15 件のご意見をいただきまして、それぞれのご意見に対して、区の考え方を記載しております。

まず、1 ページ目の項番 1 は、平常時におけるオンラインでの授業や、教職員のテレワークの活用に関する内容でございます。次に項番 2、こちらは、タブレット端末のメンテナンス対応に関する内容。また、項番 4 と項番 5 は、学校と放課後での連携に関する内容でございます。

次に、3 ページです。項番 6、こちらは、タブレット端末の活用状況に関する内容。項番 7 と 8 は、タブレット端末のメンテナンス対応に関する内容でございます。

次に、項番の 9 番、10 番、11 番は、本計画の第 5 章、各基本方針の推進目標に関する内容でございます。いただきましたご意見に対しての区の考え方は、後ほど資料をご覧くださいたく存じます。

なお、こちらのパブリックコメントによります、中間のまとめからの修正はございませんでした。

恐れ入ります。資料 1 にお戻りください。続きまして、項番の 2、中間のまとめからの主な変更点でございます。資料のこの表のページ番号は、本計画のページ番号を記載しております。まず、計画の 13 ページの第 1 部、第 5 章では、各基本方針の推進目標を掲載しておりますが、目標値の記載につきまして、中間のまとめでは、実施としておりました文言を、推進・充実に変更いたしました。この文言につきましては、本計画と連携している区の情報化推進計画の記載内容と統一しております。

次に、16 ページの第 2 部第 1 章の (5) デジタル教科書におきまして、学習者用デジタル教科書に関する記載内容を変更いたしました。これは、令和 4 年度に学識経験学習者用のデジタル教科書の実証事業が全国の小中学校で実施されることが決定し、本区も対象となっていることから、本計画に追加で記載したものでございます。

22 ページの第 2 部第 3 章では、本計画の進行管理につきまして、学びのキャンパス台東アクションプランと同様に学識経験者等による点検・評価を実施していくことを追加で記載しております。

23 ページからは、資料を追加しております。

続きまして、項番 3、台東区学校教育情報化推進計画（案）でございます。別紙 2 で添付をしておりますが、こちらにつきましては、中間のまとめご報告時にご確認いただいた内容から先ほどの項目の修正を行った最終案でございます。別紙 2 は、後ほどご覧いただければと思います。

最後に項番 4、今後のスケジュールでございます。本年の区議会第 1 回定例会、区民文教委員会に最終案を報告する予定です。その後、3 月に本計画を発行し、広報たいとうや

区公式ホームページ、教育委員会の広報誌に掲載いたしまして、周知を図ってまいります。

説明は以上でございます。ご協議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 別紙1のパブリックコメント実施結果として、いろいろな方のご意見がずっとありますが、例えばこの項番2とかで、具合が悪くなった、その交換とか修理をすぐに対応してくれていないとか、それは項番の6、あるいは7ですね、言っても対応してくれないというのは、これは業者がすぐ対応できないということでこういうことになるんですかね。何でこうなるのかよく分からないんですが。

○庶務課長 端末につきましては、2学期開始時に、各学校において、本格的に持ち帰り等を実施が進んできたというところでございますが、使う頻度が上がるにつれて、やはり端末の修理ということで、件数が多くなってきたという状況はございます。状況につきましては、末廣委員がおっしゃっていただいたとおり、業者のほうの修理の対応が時間がかかるといったことでこういったご意見が出てきているというふうに認識しております。教育委員会といたしましては、業者の方に修理を急がせるというような指導を行うとともに、予備機という形で、増台を手配しているといったところでございます。状況については以上です。

○末廣委員 よく分かりました。やはり今、他の区でもみんなやっているわけですから、業者も大変だと思いますけど、やっぱりこういう保証とか、それに対する対応は、ある程度迅速にやってもらいたいと思います。

○神田委員 資料1のパブリックコメントのところですけども、今、末廣委員がおっしゃったようなところもそうなのですけど、ICT支援員を配置する対応は以前からありますけれども、現在どのような状況になっていますか。配当時間などが増えたりはしているのでしょうか。それが一つ。

それから、6番のところなのですけども、活用内容が他区より遅れているというご意見で書かれていますが、本当にそうなのか。これは学校間の格差なのか、タブレットやそこに入っているソフト、いろいろなものの使い勝手みたいなところなのか。その辺りを教えていただきたいと思います。そして、区の考え方が書かれているところを読みましても、大変前向きな取組になっています。もう少し具体的に何をするかを書く方が説得力があるのかなと感じました。

○庶務課長 まず、1点目のICT支援員のことにつきまして、私の方からお答えをいたします。ICT支援員につきましては、現状、月4回各校に派遣しているという状況でございます。こちらにつきましては、やはり校長会等からも、もうちょっと増やせないかというようなことの強い要望をいただいております。ちょっと今来年度の予算編成の最中でございますが、今大詰めになっているんですけども、教育委員会としましては、今回の計画でも支援体制のところでは推進充実とあります。充実について今何ができるかというのは検

討をしているところでございます。

答弁を変えますので少々お待ちください。

○教育改革担当課長 2つ目の他の地域との比較というところのことなのですが、決してうちの区が遅れていることはないです。前回の上の小学校で実際に様子を見ていただいたと思いますけど、かなり各学校頑張っていますので、このコメントまでの差はないかなというふうに考えています。ただ、実際に学校、じゃあレベルに差がないかという、全くないわけではないので、これからまた各校のよい事例とか、今でもICT支援員を通しても集約しているところですが、それをうまく各学校に伝えていきたいというふうに考えています。

○神田委員 ありがとうございます。

○垣内委員 幾つか質問がありましたが、既にほかの先生方のご質問と被りますので、私のほうからは2点だけお尋ねしたいと思います。

まず1つは別紙1の項番1ですね、教職員のテレワークという視点で。非常にたくさん仕事を抱えていらっしゃる先生方の、ある意味生産性を上げて、ちょっと効率よくして、教育の方に集中できる一つの方策という位置づけもあったように記憶をしていますが、この辺りはどういうスピード感で、どういうことを検証されて、今後進めていかれようとしているのか。特に、この計画、9ページを拝見しますと、公務系のネットワークについては、基本、オンサイトというか、学校に来て、セキュリティの関係などもあって、やらなければならないということだと、リモートで何を想定されているのか。もし教育活動をされるということだと、なかなかそういう取組に積極的に向かっていくような体制までは組めていないのかなという印象も持っております。先ほど他区に比べて、ほとんど見劣りすることはないというご説明もありましたけれども、実際にタブレットを使って、どれだけの授業をリモートでしていたのか。これからできそうなのかというところはちょっとあんまり見えてこなかったもので、お考えをお聞かせいただきたいというのが、1点。

2点目はタブレットが重いということなんですけど、最近はPCも非常に軽くなりました、タブレットも軽くて小さくて、何か非常に軽量化で、しかも大容量でスムーズだというようなものもあります。でも、視察に行かせていただいたときに拝見したタブレットは確かに非常に大きくて、重くて、どうなのかなという感じも持ったものですから、今どういう状況にあって、今後、多分リースなんだろうと思うので、いずれより性能がよいものに変えていかれるんだろうと思いますけれども、その辺りも併せてお尋ねしたいと思います。

○庶務課長 今の2点目の機器のことについて、ちょっと私から状況をご説明いたします。

おっしゃるとおり、機器につきましては、5年間のリースということになっております。実際に今区内では、2者の会社のタブレットパソコンを使っておりまして、そのうち一つにつきましては、GIGAスクール構想が打ち出される前に機種選定していたということで、

結構大きくて高いというか、それなりのものを用意していた。もう一個は、GIGA スクール後の調達なので、ある程度国の仕様にとった形の機器を導入したという状況でございます。

実際に運用をやり始めて、やはり今言ったようなお話ですとか、あとは先ほどの末廣委員のご質問にもありましたけれども、ちょっと結構やっぱり壊れることが多いということもありますので、我々としましても、機器の選定につきましては、次回に向けていろいろな課題の整理をして、より好ましいものを入れていきたいというようなことは考えているところでございます。

もう1点につきましては、ちょっと答弁が変わります。少々お待ちください。

○教育改革担当課長 リモートについては、現在、学習系端末のほうは、管理職の許可で持ち帰ることができますので、教材作成等の授業等に関わるものをリモートで作ることは可能です。ただ、成績ですとかそういうのについては、セキュリティの問題があります。あと、個人情報保護の問題もありますので、現状では本区では、なかなか持ち帰ってやることは難しいです。

ただ、国の動きで、ビッグデータ化の動きもあるので、国の施策によって、またリモートとか、働き方改革の部分で、また、答申とか、いろいろと方針が出てくると思いますので、そのときに、各自治体の方で考えていくことになろうかなと思います。

現状では、学習系端末で教材開発とか、直接個人情報に関わらないところで作成ができるというところになります。

それから、オンラインの可能性についてですが、現状でハイブリッド、要は授業の様子を書画カメラやWEBカメラで映して実際にもうやっているところは既にあります。現状、書画カメラ、要はお金をかけずに実際にやる方法については提示をしていますし、学校で独自にWEBカメラを導入して、それに向けて今取り組んでいる学校もございまして、そういったところでは、同時に平行することも可能です。また、完全な休校等になったときに、全員がタブレット端末で学習を進めるということだと、これは逆にやりやすくて、例えばデジタル教科書の教師用のものが既に入っていますので、それを使って、各児童・生徒機に配信して、同時に学習を進めたりですとか。あるいは学習ドリル系のソフトを使うですとか、あとはeライブラリの公共の講義型の授業を見て学習を進められるものがありますので、そういったものを組み合わせてやることはかなり可能にはなっていると思いますし、なかなかうまく運用ができないという学校に対しては、教育委員会のほうから、事例紹介をして進めていければというふうに思います。

最後に、持ち物についてですが、確かにタブレットもそうなんですけど、タブレット以外の話でも、かなり今小学生とか、持ち物が重くなっている。要は教科書が大きくなっていたりとか、持ち帰りのものも多くなっている部分もあるので、これはタブレットだけじゃなくて、それを踏まえて学校に置いていくもの。それから持ち帰るものというのを、タブレット端末を踏まえて、もう一回考えていく必要がある。ちょっとパブリックコメント

の方にも書いてありますけれども、そういった形で進めたいというふうに考えています。以上です。

○垣内委員 ありがとうございます。オンラインのよいところは、情報をバーチャルな世界に蓄積することができるので、紙媒体で持って歩く必要がない。物で持ち歩く必要がないというところも一つあるかと思うので、そのあたりもぜひ、国の動きを踏まえて進めたいということと、テレワークについてですけれども、今のお話だと、持ち帰って、自宅でも仕事しろというふうに思いましたが、働き方改革のポイントは、過労死しないレベルできちんと教育に集中できるということがポイントだと思うので、より教員の方々に自由な時間、研修とか研究とかもできるような時間も生まれるような形で運営していただければなというふうに思いました。

コメントだけなので、回答は必要ありません。

○末廣委員 このパブリックコメントの項番の6なんですけど、このご意見を見ますと、他の区と比べると活用内容が非常に遅れていると。それで、2年間の間でできるようになったのはこれだけと最後に書かれているんですけど、これはいわゆる学校間の格差なのか、台東区の中で。あるいは、教師間でも格差があるのか、もっとずっと高度な、やっている先生もいるんじゃないかと思うんですが、そういうところがちょっと、実際、現場ではどんな感じになっているんでしょうか。よく分かりませんので、ちょっと教えてもらいたいんですけど。

○教育改革担当課長 実際に、ここに書かれているまでの差は、今、現状で言うとなかなかというふうに考えています。要はかなりコロナの状況になるということ、皆さん、管理職を含めて理解しているので、やっぱりやっていかなきゃいけないという状況になっていますので、たったこれだけという状況では、恐らくないだろうと。あと、校内研修等かなり研修等を積まれていると思いますので、今のところ私のところにここまで差があるとか、進んでいないとか、やっていないというのは、通年入ってきてはいないというふうに捉えております。

○末廣委員 よく分かりました。ただ、今、ちょっと心配なのは、先生によって、ある程度のレベルでみんなおやりになっているのが一番いいわけですが、先生によっては、遅れているとか、そういうことがやっぱり最初のうちはあったと思いますけど、だんだんその差がなくなってきているだろうとは思いますが。

○高森委員 全体については、以前既にもう審議をしていますので、ほぼその後の若干の微調整をいただいたことは理解しましたが、一つだけ、新たに加わった「はじめに」の文章ですね。これはよく読んでみると、少し手直しした方がいいのではないかなと思う留意点があるんです。それは、2段落目。2段落目を読んでみますと、「「予測困難な時代」とは遠い未来のことではないという現実を私たちに突き付けた新型コロナウイルス感染症の脅威は、学校教育にも多大な影響を及ぼしました。中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、



協働的な学びの実現～」が指摘するとおり、約3か月の長きにわたる臨時休業によって、児童・生徒の居場所としての学校の役割が改めて重視されました」という部分なんです。これは、文章をそのまま額面どおりに受け止めると、中教審の答申ですね。「令和の日本型学校教育の構築を目指して」が指摘するとおり、というのがどういうふうに指摘するとおりなのか、これはよく分かりにくいんですけど、この文章をそのまま読んでいくと、その指摘は、児童生徒の居場所としての学校の役割ということを指摘しているのかというふうに受け止めてしまう。そうではないですよ。中教審のこの答申の文章、今、私も本文を確認したんですけど、ここにはこういう表現があるんです。「全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障」を「学校教育の本質的な役割として重視し、これを継承していくことが必要」つまり、本計画案「はじめに」の2段落目の後、生徒・児童の居場所としての学校の役割だって書いてある部分について、学校の役割の場合は中教審の答申を見ると、居場所だけではないわけですよ。学習機会、学力発達・成長、心身の健康、これを保障する場と書いてあるんです。つまり、この文章をそのまま読みますと、児童・生徒の居場所としての学校の役割というのは、ちょっと表現として弱いかと思うんですね。学びと成長の場としての学校の役割とか、そんな表現がよろしいかと思うんですけれども。

そうすると、この2段落目を試みに直しまして、こういうふうにしてはどうかなと思います。「予測困難な時代」とは、遠い未来のことではないという現実を私たちに突き付けた新型コロナウイルス感染症の脅威は、学校教育にも多大な影響を及ぼし、長い期間にわたる臨時休業によって、児童・生徒の居場所としての学校の役割が改めて重視されました。」として、中教審の答申の文章は次の段落、第3段落の頭に入れるんですね。「中央教育員議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」が指摘するとおり、学校は子供たちが学び合う場であるとともに、身心の安全と健康が保たれる大切な場であります」というふうになれば、中教審の文章が生きてくると思うんですよ、2段落目に入れちゃうと、何か中教審の答申が居場所としての学校だけしか指摘していないような印象を与えますので、そうじゃなくて学び合う場である。身心の安全と健康が保たれる場である。学力や発達や成長を保証する場であるということが、この第3段落目に答申の文章を入れることによって引き立ってくるかなと思うので、その辺りの文章の表現を、文章の結構を少し直してはどうかなと思います。

また、空欄がかなりありますから、ここに中教審の答申の、今私が読み上げた、「全ての子供たちの知・徳・体を一体的に」云々「本質的な役割として遵守し、継承していく」の文章を注として入れて中教審の答申ではこういうふうに表現されているということを補足してはどうかなと思うんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○庶務課長 ご意見ありがとうございます。こちら、事務局といたしましても、ただいま

のご意見を踏まえ、分かりやすい文章に修正を検討させていただきます。ありがとうございました。

○高森委員 よろしくお願ひします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアにつきましては、協議どおり決定いたしたいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませぬでしたので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 放課後対策担当 イウ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のイ及びウについて、放課後対策担当課長、説明をお願ひします。

○放課後対策担当課長 それでは、協議事項イ、令和5年度の放課後対策事業について、説明いたします。資料2をご覧ください。

それでは、項番1、放課後子供教室についてでございます。学校や地域の方と協議を行った結果、学校運営に支障がない場所が確保できました平成小学校で、令和5年、新たに放課後子供教室を実施いたします。運営はこどもクラブとの連携のため、それぞれ、近隣または学校内のこどもクラブの運営事業者に委託いたします。

項番2、こどもクラブについてです。現事業者への委託期間が5年を経過した資料の表に記載の4つのこどもクラブについて、運営事業者の再選定を行います。

資料2ページをご覧ください。項番3、運営事業者選定でございます。運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定いたします。同じ学校内で放課後子供教室とこどもクラブを実施する場合は、2つの事業を同時に受託できる事業者を選定いたします。表のとおり、募集件数は4件でございます。

公募は区議会第1回定例会の子育て・若者支援特別委員会への報告後に開始し、審査期間は4月から7月までを予定しております。選定は書類審査、プレゼンテーション、ヒアリングにて実施いたします。

項番4、今後のスケジュールでございます。政策会議、区議会第1回定例会の所管委員会へ報告の後、資料記載のスケジュールで実施してまいります。

続きまして、協議事項ウ、こどもクラブの定員変更について、説明をいたします。資料3をご覧ください。

項番1、内容でございます。下記のこどもクラブについて、定員の変更を行います。松葉こどもクラブは5人増の90人、富士こどもクラブは15人増の50人、寿第2こどもクラブについては、5人増の55人といたします。

項番 2、理由でございます。こどもクラブの利用申請が多くなっております。この 3 か所は会議室等を放課後に活用することにより面積等の基準が確保できるこどもクラブでございます。定員拡大を行い待機児童を減少させるため、実施をするものでございます。

項番 3、実施時期でございます。こどもクラブの定員を定めた条例施行規則別表を改正した後、令和 4 年 4 月 1 日より、施行いたします。

説明は以上でございます。

ご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは放課後対策担当のイについて、何かご質問はございませんか。5 年度の放課後対策事業についてでございます。

○高森委員 ありがとうございます。再来年度の放課後対策事業になりますけれども、教育委員会としても、鋭意この放課後子供教室の拡充を図っていただいていることは、大変ありがたいなと思っております。

今回、新規として平成小学校、再選定で浅草小学校にそれぞれまた設置をされるということですが、一つ伺いたいののが、台東区内の小学校の児童数に対して、どのくらいの割合の児童がこの放課後子供教室の利益を享受できるのか知りたいんですね。これによって今、何%程度の子供たちがこの子供教室の対象になるのかというのを知りたいです。今この場ではすぐに答えが出ないと思いますので、今度でいいので、次回以降こういった資料を作るときには、何%くらいの子供たちがこれによって、子供教室に通えるようになるのかということが少し分かるような報告をいただきたいなと思います。

○放課後対策担当課長 それぞれ、学校の規模などや、活動の状況によりまして、登録児童の全児童に対する登録率などは毎年春にご報告をさせていただいております。実際の活動状況等につきましては、今ちょっと詳細資料の持ち合わせはございませんけれども、何らかの形でお示しできるように準備をしたいと思っております。

○高森委員 ありがとうございます。登録児童数じゃなくて、その放課後子供教室に通うことができる児童の数がどれくらいあるか知りたいんですね。つまり、全体の何%の子供たちがこの放課後子供教室に通う可能性があるかということですね。それだけ知りたいんです。ありがとうございます。

○矢下教育長 校数とその校数に子供たちの総数ですよ。

○高森委員 そうです。総児童数を分母として、放課後子供教室の恩恵をこうむることのできる児童数ということです。

○放課後対策担当課長 何らかの形でまとめたものをお示ししたいと思います。

○高森委員 恐れ入ります。ありがとうございます。

○矢下教育長 イについては、よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のウについて、何かご質問はございませんか。こどもクラブの定員変更についてでございます。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当の伊及びウについては協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

#### (4) スポーツ振興課 オ

○矢下教育長 次に、スポーツ振興課のオについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、協議事項(4)のオ、スポーツの祭典の実施について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

項番1、目的でございます。オリンピック・パラリンピック競技種目等を体験できるスポーツイベントを開催し、東京2020大会のレガシーを創出してまいります。

項番2、事業内容でございます。(1)スポーツの祭典【オリンピック編】では、スポーツの日に当たる10月10日、ご覧の会場において、スポーツ団体と連携したスポーツ体験会や、アスリートによるスポーツ教室を実施いたします。また、イベントで使用しないトレーニングルーム等につきましては、無料でご利用いただけるよう開放いたします。

(2)のスポーツの祭典【パラリンピック編】では、8月20日、ご覧の会場において、パラアスリートによるスポーツ教室を実施してまいります。項番3の予算額(案)はご覧のとおりでございます。

項番4、今後のスケジュールでございます。3月の区民文教委員会です承を受けた後、7月からイベントの周知をはじめ、事業を実施してまいります。説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、スポーツ振興課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### 3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時10分 閉会